

平成28年度9月定例委員会議事録

○ 日時：平成28年9月13日(火) 9:00～

○ 場所：地域活力センター ゆすはら・夢・未来館 1階会議室1

村田会長	(会長挨拶～) それでは只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を岡林委員と高橋委員にお願いします。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が2件となっています。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 No. 1、No. 2 について説明します。資料2ページをご覧ください。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No. 1 譲渡人： 番 号、 。 譲受人： 、 。 対象地番： 番 、 。 台帳地目：畑、畑。現況地目：雑種地、雑種地。面積：270㎡、30㎡。 契約内容：売買。譲受人農地：自作地 3,933㎡、貸付地 0㎡。労働力：1。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料3ページから13ページが申請にかかる書類となっております。 譲渡人、 氏は に居住しており、平成21年7月2日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、譲受人、 氏が代わりに管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理が難しいことから、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。現況は、 氏が代表を務める が残土を一部置いている形となっておりますが、受け渡し後に田として耕作する旨を申していることから、適正な管理が行われるものと思われます。 続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。No. 2 について説明いたします。資料14ページをご覧ください。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、No. 2。 譲渡人： 番地 、 。 譲受人： 番地 、 。 対象地番： 番、 番、 番。 台帳地目：田、田。現況地目：雑種地、雑種地、雑種地。 面積：233㎡、1418㎡、123㎡。契約内容：売買。譲受人農地：自作地 3,933㎡、貸付地 0㎡。労働力：1。と、なっております。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。資料14ページから25ページが申請にかかる書類となっております。

事務局	譲渡人、 氏は に居住しており、平成 20 年 1 月 7 日に該当地を相続し、所有権を得たものとなっております。対象農地は、譲受人、 氏が代わりに管理を行ってきました。譲渡人、 氏は に居住しており、今後の維持管理等を含め、譲受人、 氏と協議を重ねた結果、今回の申請となりました。現況は、 氏が代表を務める が残土を一部置いている形となっておりますが、受け渡し後に田として耕作する旨を申していることから、適正な管理が行われるものと思われます。 今回の許可申請 1, 2 とも、担当は、神明委員になります。よろしくお願いします。
村田会長	はい、事務局からの説明が終わりました。担当委員さん補足をお願いします。
神明委員	先日、現地の確認に行ってきました。現状は資料にある写真のとおりで、現時点では が残土を一部置いているということになるのですが、 さんに話を聞くと売買終了後、田としての耕作に入ると。そのように説明を受けました。
高橋委員	これは、雑種地になっちゃうね。その後の耕作は可能ながやろうか。
神明委員	整地はされているので土が外れれば耕作は可能な土地になると思います。
村田会長	土地の所有者はどちらも町外におるということながやけど、 さんがこれまでも管理してきよったと。今回、正式に売買の手続きをして、しっかりと管理していくことはわかるけど、現況のこの状態はちょっとやね。非農地証明にはならんがやろうか。
神明委員	去年までは田として使いよった土地になるので。
村田委員	それじゃあ、非農地は出せれんね。
高橋委員	本来やったら農地パトロールとかで指導せないかん農地になってきそうな感じもするけれど。
神明委員	前回の農地パトロールの際は耕作しよった土地になります。
村田会長	時期的な問題もあったがやろうけど、指導が抜けていたということにはなるがよね。農業委員会としても農地の保安全管理をしっかりとしていく必要があるということ。今回の話を何う限りでは、農地としての所有権移転は3条でやるしか方法はないということになるがやけど、移転後の三年三作をしっかりと守っていくということであれば承認できんということにはならん。今後の土地状態をしっかりと見ながら田として耕作していくことを本人が申し出ちゃうゆうこともありますので、この件について、皆様に採択をお願いしたいと思います。この件について、異議等ございませんでしょうか。それでは賛成の皆様の挙手をお願いします。全員挙手とのことです。本件は原案のとおり認めるものとします。ただし、残土撤去後、ちゃんと田として耕作するよう指導することと、我々としても確認していく必要があるということ。で。
事務局	わかりました。
村田会長	今回の案件は以上で終了ということですが、事務局から他に何かありますか。
事務局	(来月の農業委員会日程について説明)
村田会長	それでは、本日の会については以上で終了ということ。みなさまお疲れ様でした。

議 事 進 行 役

署 名 議 員

会 長：村田 澄夫

委 員：岡林 勝

委 員：高橋 正知